

## 基本的考え方

案内表示及び呼出装置は、誰もが安全かつ確実に目的の場所に到達するため、また、非常警報装置は速やかに通知し、避難するために重要なものである。

案内表示は、文字の種類、形、色相や明度等に十分考慮したデザインを行うとともに、視覚障害者誘導用ブロック、音、光等を組み合わせることにより、誰にでもわかりやすいよう配慮する。

整備基準	標識	解説図
	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に掲げるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの）であること。</p>	→図 11-1 標識

整備基準	案内設備	解説図
	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他 12 の項※(1) コ(イ) a から c までに掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1) 及び(2) の規定は、適用しない。</p> <p>(4) 直接地上に通ずるバリアフリー経路を構成する出入口及び駐車場へ通ずる出入口には、次に定める構造の呼出装置を設けること。ただし、案内所を設ける場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 呼出装置の取付けの高さは、車椅子使用者等が円滑に利用できる高さとする。</p> <p>イ 視覚障害者が円滑に利用できる構造とする。</p>	<p>図 11-2 主要案内板</p> <p>→図 11-3 バリアフリー経路の呼出装置</p>

※12の項とは、「バリアフリー経路を構成するエレベーターその他の昇降機」(2-56 頁) で規定する基準である。

整備基準	非常警報装置	解説図
	<p>(1) 緊急時に高齢者、障害者等を適切に誘導することができるよう非常警報装置を設けること。</p> <p>(2) 別表第 1 の 1 の表 2 の項、6 の項、7 の項、10 の項、11 の項及び 16 の項の公益的施設で自動火災報知設備(消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号) 第 21 条に規定する基準の設備をいう。)を設ける場合においては、聴覚障害者に配慮した光等による非常警報装置を設けること。</p>	→図 11-4  光等による 非常警報装置

## 整備基準の解説

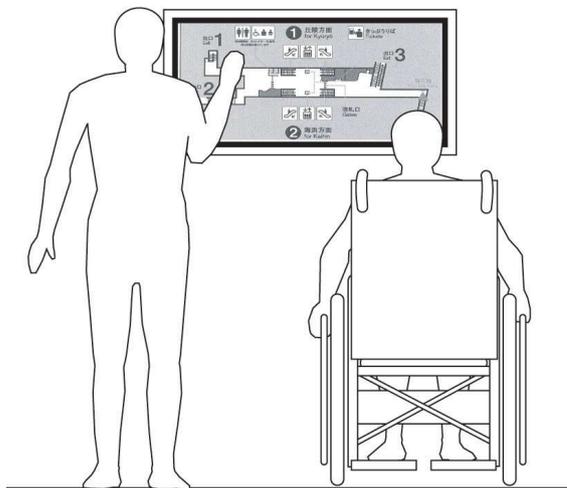
### ■ 図 11-1 標識

移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等、便所、駐車施設の付近には標識を設ける。  
 ア 高齢者、障害者等が見やすい位置に設ける。  
 イ 内容が容易に識別できるものとする。

標準案内図用記号(JIS Z8210)



### ■ 図 11-2 主要案内板



#### (1) 主要案内板

建築物又は敷地には移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等・便所・駐車場の配置を表示した案内板を設ける。

〈適用除外〉  
 容易に配置が見える場合。

#### (2) 視覚障害者に示す方法

- ・点字
- ・12の項(1)コ(イ)
  - a: 文字等の浮き彫り
  - b: 音による案内
  - C: 点字、a、bに類するもの

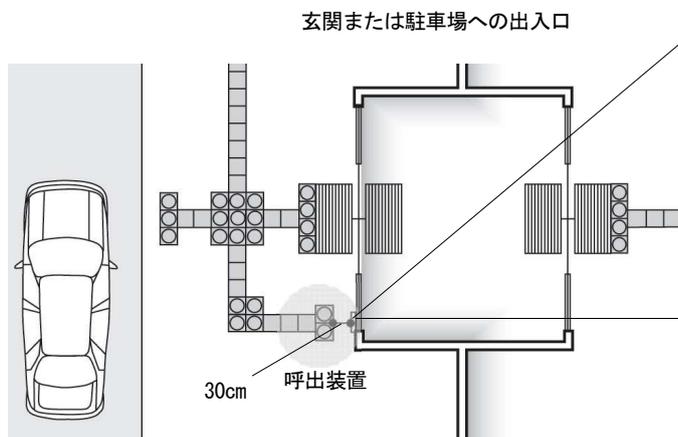
〈適用除外〉  
 案内所がある場合は、(1)、(2)の規定は適用しない。

### ■ 図 11-3 バリアフリー経路の呼出装置

#### (4) バリアフリー経路の呼出装置

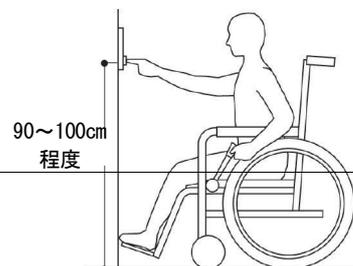
バリアフリー経路を構成する出入口、駐車場へ通ずる出入口には呼出装置を設ける。

〈適用除外〉  
 案内所を設ける場合、又は視覚障害者の誘導上支障がない場合。



#### (4)-ア 取付けの高さ

車椅子使用者が円滑に利用できる高さとする。



#### (4)-イ 視覚以外の情報提供

音声や点字により、視覚障害者が円滑に利用できるものとする。インターホンが張り出している場合は、点字を触知できるように表示位置に配慮する。



■ 図 11-4 光等による非常警報装置



(2) 光等による非常警報装置  
別表第1の1表の2、6、7、10、11、16の項（病院、物品販売店、ホテル、福祉施設、銀行、理髪店など）の公益的施設に自動火災報知設備を設ける場合は設ける。

■ 非常警報装置の例

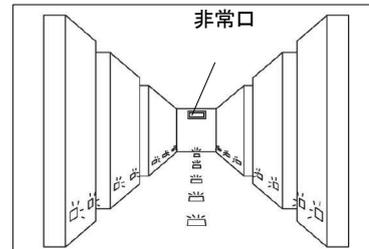
- 非常口誘導灯  
煙を避ける低い姿勢でも認識できるように、低い位置に設置する。



- 点滅型非常口誘導灯  
形状は通常の誘導灯と同様であるが、内蔵する蛍光ランプが点滅する。



- 走行式光誘導灯  
避難方向に沿って誘導灯を配置し、順次点滅させ、非常口に誘導する。



- 電光掲示板  
フラッシュライトが点滅し、非常時に電光文字情報が流れる。



- フラッシュライト  
自動火災報知設備等から信号を受け、フラッシュライトが点滅する。



- 回転灯  
自動火災報知設備等から信号を受け、黄色のランプが点灯して回転する。



- 天井設置型フラッシュライト  
自動火災警設備から信号を受け、フラッシュライトが点滅する。



## 設計上の配慮事項（動作特性別）

※ここでは、整備箇所別、動作特性別の「設計上の配慮事項」を示している。

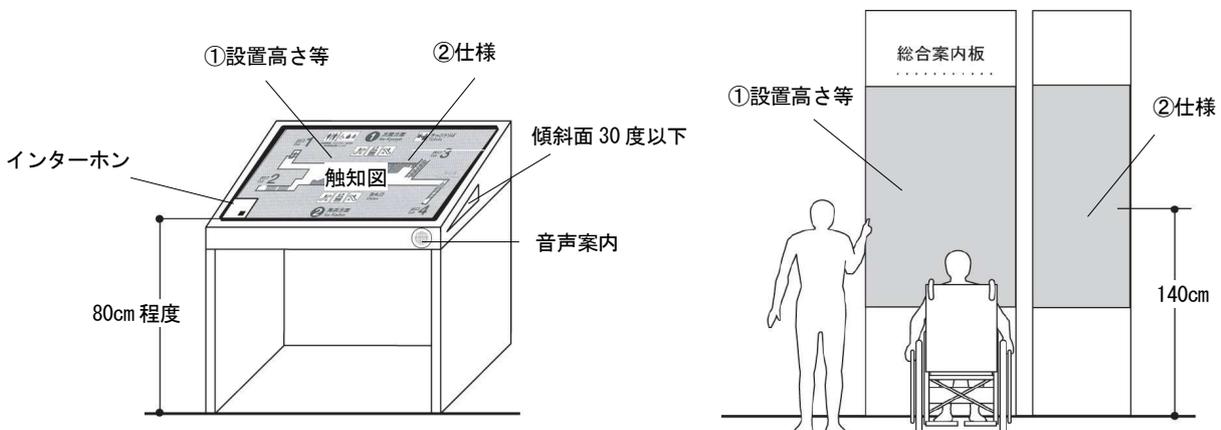
設計図内の番号	肢体不自由 	視覚障害 			聴覚障害 	
		見えにくい (色弱)	見えにくい (弱視)	見えない (全盲)	聞こえにくい	聞こえない
設置位置	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な案内板は、受付カウンター付近や昇降機の乗降ロビー等、動線の要所に設置する。</li> <li>・誘導用の案内板は、曲がり角ごとのわかりやすい位置に設けることが望ましい。</li> <li>・逆光やグレアが生じないよう案内板の仕上げや設置位置、照明等に配慮する。</li> <li>・車椅子使用者や視覚障害者の通行の妨げとならないよう配慮する。</li> </ul>				
設置高さ等	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲示高さは、視点の低い車椅子使用者にも見やすい高さとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者が触知図や点字を触察しやすい高さや角度とする。</li> </ul>			
仕様	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白内障の黄化視界でも識別しやすいことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色盲、色弱の人の視界でも識別しやすいことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な案内表示は、触知図と併用することが望ましい。</li> <li>・点字を読めない人のために、凸文字や音による案内を組み合わせることが望ましい。</li> <li>・タッチパネル表示は、見えにくいまたは見えないので避ける。</li> </ul>		
サイン	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板等に用いるサイン（図記号）は、標準化されたものを使用する。（国際シンボルマーク、日本工業規格（案内用図記号：JIS Z 8210:2002）や、標準案内用図記号ガイドラインで定めるサイン等を参照）</li> </ul>				
非常警報装置	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙を避けるために低い姿勢をとっても避難方向がわかるよう、床の表面や腰下の高さにも避難設備を併設することが望ましい。</li> </ul>				
避難設備			<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声による誘導を行うとともに、非常口誘導灯や光走行式誘導装置等を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声による誘導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文字や光等による誘導を行う。</li> </ul>	

## 設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

### ■ 総合案内板の例

#### ● 触知図と総合案内板を別に設置する場合



## 色覚障害者の案内板の見え方

色見え方や視界の明るさが変わるため、情報が欠落しないように配慮する。

### <色弱の人の場合>

#### ●色の見え方

正常な人



第1色弱（赤色弱）の人（色弱全体の約25%）



第2色弱（緑色弱）の人（色弱全体の約75%）



#### ●案内板の見え方の例

正常な人



②仕様

色弱の人

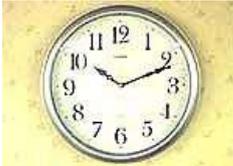


緑が黄色に近い色に見えるため、廊下と居室を区別しにくい。

### <白内障の人の場合>

#### ●色、視界の見え方

正常な人



白内障の人



#### ●案内板の見え方の例

正常な人



②仕様

白内障の人



黄白色のフィルターがかかったようにぼやけて見えるため、色等が識別しにくい。

## 整備事例

### ● 玄関付近の案内板



- ・ 玄関付近に設けられており、建築物の概要がわかりやすい。
- ・ 表面にアクリルカバーを設置し、点字を併設している。
- ・ 車椅子利用者にも見やすい高さに設置されている。(ルキーナ・金沢市)

### ● ピクトグラムでわかりやすい表示



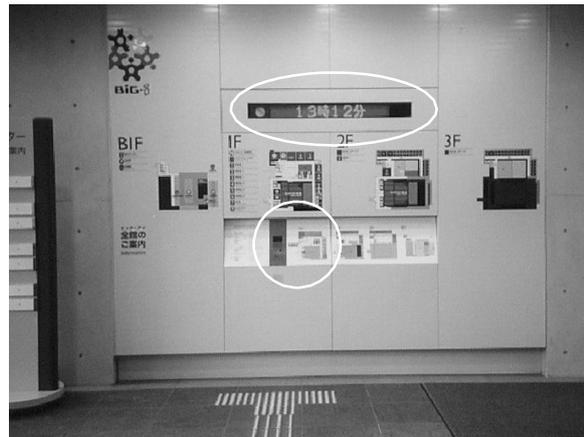
- ・ ピクトグラム（絵文字）表示により、トイレ方向や利用対象者等がわかりやすい。(ルキーナ・金沢市)

### ● 総合案内板



- ・ 総合案内板（触知図）まで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている。
- ・ 触知図は傾斜がついており、触察しやすい。(アリス館志賀・志賀町)

### ● 傾斜のついた壁付け触知図



- ・ 触知図は傾斜がついており、触察しやすい。
- ・ 電光掲示板、インターホン等が併設されている。(ビッグ・アイ・大阪府堺市)

## 管理、人的対応の留意事項

- ・ 大規模な建築物では、来客に対応できる従業員（案内係、受付係等）を常時配置し、必要に応じて案内を行うことが望ましい。
- ・ 施設案内の触知図や点字表示が難しい場合には、施設内を案内する簡易的な触知図案内資料を用意することが望ましい。
- ・ 非常警報装置は、緊急時に作動するよう定期的に点検を行い、併せて避難訓練を実施する。

## 知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

### ※効果的なサインの設置・配置等

- ・状況の推測が困難な知的、発達、精神に障害のある人にとって、動線の分岐点などの効果的なポイントへのサインの設置は、目的地までの経路の情報等を得やすくするために有効である。
- ・状況把握などが困難な知的、発達、精神に障害のある人にとって、列に並ぶライン、緊急連絡場所などの表示は有効である。

### ※認識しやすい位置や高さ

- ・必要な情報を広い空間の中から読み取ることが難しいことがある知的、発達、精神に障害のある人にとって、見やすい位置や高さ、向きに掲示したサインは、情報の得やすさを向上するうえで有効である。

### ※多様な表現の活用・併用

- ・漢字標記だけでなく、平仮名併記やピクトグラムを活用によって、多様な表示がなされていることは知的、発達、精神に障害のある人にとっても有効である。

### ※表現の統一

- ・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的、発達、精神に障害のある人にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。

### ※表現内容の工夫

- ・表示されている内容を読み取ることが難しいこともある知的、発達、精神に障害のある人にとって、重要な情報を優先的に表示する工夫により情報を取得しやすく有効である。
- ・表示されている内容を読み取ることが難しいこともある知的、発達、精神に障害のある人にとって、シンプルで統一されたデザインによる表示や空間認知を容易にするための工夫は有効である。

